

宇佐市街なみ環境整備地区空き家空き店舗対策事業補助金交付申請に係る簡易チェックフロー

補助金対象の要件を満たしているかの簡易チェックフローです。別途、申請書提出時に誓約書をご記入いただきます。

記入日: 令和 年 月 日
 申請者: _____ TEL: _____
 住所: 〒 _____ 市 _____

【宇佐市街なみ環境整備地区空き家空き店舗対策事業補助金交付 チェックフロー】 利用の可否

※全てに回答記入ください。

- 1 四日市地区・宇佐地区のエリア(街なみ環境整備促進区域等内)にあるか? YES:OK
- 2 空き家・空き店舗は常態化(3か月以上)使用されていないか? YES:OK
- 3 空き店舗にて継続営業(1年以上)見込み、週40時間以上の営業を行うか? YES:OK
- 4 市内で営業している店舗を移転する場合、移転前の店舗は空き店舗にしないか? YES:OK
- 5 市税の滞納はないか? YES:OK
- 6 空き店舗の所有者は、3親等以内の親族、これらの者が所属する法人・任意団体でないか? YES:OK
- 7 宇佐商工会議所、宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合に加盟しているか? YES:OK
- 8 宇佐市暴力団排除条例に規定するものと関係を有するものではないか? YES:OK
- 9 信用保証協会の保証対象外となる業種か? YES:NG
- 10 風営法の許可をうけているか? YES:NG

※風営許可と深夜酒類提供飲食店の二つは同時に取得できない

- 「遊興」 照度20Lux以下(スライダックNG) YES:NG
- 他から見通すこと(床から1m以上NG)が困難で5㎡以下の広さ YES:NG
- 9. 5㎡以下の個室がある YES:NG
- マージャン、パチンコ、スロットマシン、TVゲーム等の射幸心をそそる遊戯営業 客席の10%以上:NG YES:NG
- 「接待」 客の横でお酌、談笑をする YES:NG
- カラオケで共に歌う(デュエット)、拍手をする(ほめはやし)など YES:NG

- 11 午前6時～翌日午前0時の営業で風営法に該当しない(例.スナック、バー、居酒屋など) YES:確認

午前時以降の営業は警察署に届出要

風俗営業許可:深夜営業不可

- カウンター越しの接客、カラオケなし・「深夜酒類提供飲食店」(警察署:正式届出)をしているか YES:OK

深夜を過ぎてお酒をメインに提供、ラーメン・牛丼屋、ファミレスなどは規制なし

書類提出できるか(必須)

YES:確認

・接待行為不可

・届け出後10日後
深夜営業開始日

・行政書士に相談

- 深夜酒類提供飲食店届出書
- 営業の方法を記載した書類
- お店の図面と面積を計算した表(客席・調理場、照明、音響等含む)
- 保健所の許可証
- 住民票
- お店付近の地図

- 12 商業地域か近隣商業地域か(一部でも住居地域だとNG) YES:OK

- 13 午前6時～午後10時で通常主食と認められる食事提供をしている YES:確認